**平成２３年（フ）第３２７号**
愛知県豊橋市北島町字北島108番地５
破産者　牧野　俊輔
１　決定年月日　平成24年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第１０９号**
長崎県大村市植松１丁目83番地32
破産者　清水　祐一
１　決定年月日　平成24年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２０年（フ）第２６９号**
宮崎県延岡市春日町２丁目６番地３、開始決定時の住所宮崎県延岡市北方町曽木子2025番地２
破産者　岩崎早智子
１　決定年月日　平成24年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２４年（フ）第１３２号**
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾2538番地89
破産者　小宮山豊子
１　破産債権の届出期間　平成24年９月27日まで
２　一般調査期日　平成24年11月30日午後３時
平成24年８月29日
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１９０２号**
堺市西区浜寺元町１丁77番地、開始決定時の住所堺市東区北野田1000番地85
破産者　村田　晴彦
１　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
２　一般調査期日　平成24年10月29日午後３時30分
平成24年８月28日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４５６号**
長崎県長崎市上小島３丁目１番５号
破産者　有限会社一式印刷
１　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで
２　一般調査期日　平成24年12月12日午前10時
平成24年８月29日
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第４６０号**
札幌市豊平区美園５条３丁目２番４号　グループホームまごの手
破産者　清水　昭子
１　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
２　一般調査期日　平成24年11月５日午前10時
平成24年８月28日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９６８号**
京都市中京区西ノ京原町97番地　コスモ御池通214号
破産者　オフィスＹこと　住永　優子
１　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
２　一般調査期日　平成24年11月20日午前10時30分
平成24年８月28日
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第３３号**
最後の住所大分県佐伯市常盤東町４番27号ときわ住宅２号、破産開始決定時の住所大分県佐伯市常盤西町９番18号
破産者　亡森本功相続財産
１　破産債権の届出期間　平成24年10月22日まで
２　一般調査期日　平成24年11月21日午後１時15分
平成24年８月28日
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**平成２３年（フ）第７８５３号**
大阪府枚方市山之上北町25番11号、開始決定及び住民票上の住所大阪府枚方市山之上１丁目16番７号
破産者　下村　　潔
１　破産債権の届出期間　平成24年10月29日まで
２　一般調査期日　平成24年11月29日午後４時
平成24年８月28日
大阪地方裁判所第６民事部

## 債権者集会等続行期日

**平成２１年（フ）第１６７号**
香川県坂出市府中町716番地１
破産者　山本　義美
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成24年11月22日午前10時と定める。
平成24年８月27日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２３年（フ）第１０７号**
広島市南区旭１丁目３番18号
破産者　峯崎　昭輝
異議申述期間　平成24年10月２日まで
平成24年８月29日
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２３号**
宮崎県延岡市土々呂町３丁目4498番地
破産者　土々呂水産加工業協同組合
異議申述期間　平成24年10月29日まで
平成24年８月29日　宮崎地方裁判所延岡支部

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第１０２号**
茨城県石岡市南台４丁目３番５号
破産者　幡谷　義廣
免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
平成24年８月28日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２４年（フ）第１０３号**
茨城県石岡市旭台３丁目１番22号　ハイツみらい202
破産者　幡谷　精治
免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
平成24年８月28日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

## 免責許可決定中更正

**平成２４年（フ）第１５３号**
愛媛県新居浜市土橋２丁目７番５号、従前の住所愛媛県今治市菊間町124番地、開始決定時の住所愛媛県松山市宮田町106番地２　カサブランカ駅前701号
破産者　杉山　貢哉
１　主文　当裁判所が平成24年８月１日になした免責許可決定中、破産者の住所につき「愛媛県松山市宮田町106番地２　カサブランカ駅前701号」とあるを「愛媛県今治市菊間町浜124番地」と更正する。
２　決定年月日　平成24年８月24日
松山地方裁判所民事部

## 特別清算開始

**平成２４年（ヒ）第２０４８号**
東京都新宿区高田馬場１丁目26番５号ＦＩビル
清算株式会社　株式会社国際会話センター
代表清算人　齋藤　聡一
１　決定年月日　平成24年８月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２４年（ヒ）第２号**
鹿児島県南さつま市加世田津貫21380番地
清算株式会社　株式会社朝日
代表清算人　岩元　　明
１　決定年月日　平成24年８月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所知覧支部

## 特別清算終結

**平成２４年（ヒ）第４号**
富山市原字中与四平割45番地
清算株式会社　立山高原株式会社
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所民事部

**平成２４年（ヒ）第２号**
岡山県赤磐市多賀128番地
清算株式会社　ウチヤマ化成株式会社
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部